# 公立大学法人奈良県立医科大学 平成21年度 年度計画

- I 大学の教育・研究・診療等の質の向上に関する目標を達成する ための措置
  - 1 教育に関する目標を達成するための措置
    - (1) 教育の成果に関する目標を達成するための措置

#### 学士課程

- 1 医学科では、一般教育を第1学年から第3学年まで実施する新しいカリキュラムに基づき、平成20年度から第3学年後期において一般教育(講義・演習・実習)を設定済であり、継続して実施する。
- 2 英会話ラウンジについて、平成20年度に設置したレベルに対応した入門コース、スタンダードコース、アドバンストコースにおいて、その内容の向上に努める。
- **3(1)**医学科では、平成19年度から、第4学年において「実践的医療倫理」を 設定済であり、継続して実施する。
  - (2) 看護学科では、平成21年度からの新カリキュラム実施に伴い、必要な教育環境の整備を検討するとともに、医療倫理にかかわる実践的な教育の充実を図る。
- **4(1)** 平成19年度から、第1学年・第2学年において「医学特別講義」を設定済であり、継続して実施する。
  - (2) 平成19年度から、第1学年に「医学特別実習」を設定済であり、継続して実施する。
- 5(1) 平成20年度から、第3学年前期において、奈良県大学連合における単位 互換制度を利用した一般教育の履修を実現するためのカリキュラムを設定済 みであり、継続して実施する。
  - (2) 同志社女子大学との学術交流に関する包括協定に基づき、単位互換の実施についての検討を引き続き行う。
- **6** 第3学年前期に基礎医学アドバンスト・コースを設置し、基礎医学の最先端 の成果を教授する。
- **7(1)**医学科では、平成19年度から、第3学年に設定済である「問題基盤型学習(PBL)」に加えて、新しいグループ学習法である「チーム基盤型学習(Team-based learning, TBL)」を実施する。
  - ※ PBL (Problem-based Learning) チュートリアル:
    学生を小人数のグループに分けて行う問題立脚型の学習方法
  - ※ TBL (Team-based learning)チーム基盤型学習:
    設問に対するグループ内およびグループ間の討論を主体とした学習方法

- (2)看護学科では、看護専門科目における自己主導型学習を基盤に問題解決法 を用いた授業を展開する。
- (3) 看護学科では、平成21年度入学生から新カリキュラムを実施し、教育内容の充実・看護技術の確実な習得・臨地実習の充実を図る。
- 8(1)第4学年で臨床実習に必要な基本的臨床手技の教育を実施するとともに、 共用試験の客観的臨床能力試験(OSCE)において修得状況を評価する。 第5・6学年での臨床実習で培った高い臨床能力を最終的に評価するために 第6学年でのOSCEの導入を検討する。
  - ※ OSCE (objective structured clinical examination):

医療面接、身体診察、応急処置といった医師に求められる基本的臨床能力を評価する実 技試験

- (2) コミュニケーション能力を涵養するために、医学科第3学年の医学・医療 概論の授業の中で「コミュニケーションの理論と実践」を実施する。
- 9(1) 医学科第4学年後期で実施している実践的医療倫理教育を看護学学生に開放し、医学科・看護学科の学生が一緒に医療倫理についてグループ学習を行える学習環境を作っていく。

今後、学内外施設での合同実習等を含め、医学科・看護学科合同のカリキュ ラムとなるよう内容の検討を進めていく。

- (2) 看護学科では、新カリキュラム充実のため、教員配置等の必要事項を検討する。
- (3) 看護学科では、新カリキュラムにおいて、第4学年に「チーム医療論」を配置したところであり、平成24年度からの実施に向けて検討を進める。
- 10(1)医学科では、平成19年度から、第3学年に設定済である「問題基盤型学習 (PBL)」に加えて、新しいグループ学習法である「チーム基盤型学習 (Team-based learning, TBL)」を実施する。
  - ※ PBL (Problem-based Learning) チュートリアル:

学生を小人数のグループに分けて行う問題立脚型の学習方法

※ TBL (Team-based learning)チーム基盤型学習:

設問に対するグループ内およびグループ間の討論を主体とした学習方法

- (2) 看護学科では、新設あるいは増設した科目の充実を図るため、教育環境の整備について看護教育検討部会及び看護学科カリキュラム部会で検討する。
- 11(1)医学科では、平成19年度から、「リーダーズセミナー」を設定済であり、 継続して実施する。
  - (2) 医学科では、地域医療に貢献できる医療人の育成を目指して「地域基盤型 医療教育カリキュラム」を実施する。
- 12 医学科では、第5学年・第6学年を対象とした臨床実習を継続して実施していくとともに、最先端の医療を教授するための「臨床医学アドバンストコース」の第6学年への設定について検討する。
- 13 平成19年度に策定した「授業評価要項」にある学生による授業評価(科目別、教員別)を実施する。

## 大学院課程

- 1 必修と選択の講義を設けた大学院の教育プログラムのさらなる充実を図る。
- 2 海外の研究者を招き開催されるセミナー等に対し、大学院生を参加させる。
- 3 平成20年度に設置した国際交流センターの業務として、個々の事業の具体化を検討する。
- 4(1) 医学研究科修士課程医科学専攻について、PRを継続・強化し、定員5名の入学者を確保する。
  - (2) 医学研究科修士課程看護学専攻の設置に向け、再申請等を検討する。
- 5(1) 医学研究科博士課程の研究指導教員及び研究指導補助教員の募集・審査を 年1回行う。
  - (2) 医学研究科博士課程第3学年の研究報告会を平成21年6月に開催し、大学院生に研究進捗過程における中間発表の機会を設け、大学院医学研究科での討論、アドバイスを得て、研究への取組みやの質の向上に努める。 開催広報は大学ホームページで行うなど情報発信する。
  - (3) 今後も共用研究備品整備計画に基づき、先端医学研究機構施設部運営委員会及びRI・動物実験・組換えDNA実験安全の各委員会等と調整しながら機器の充実に努める。また、先端医学研究機構の必要な研究スペースについても、必要に応じて検討する。
  - (4) 競争的資金の募集の紹介及び採択状況を学内ホームページ、学報に掲載し、 大学院生、研究者に周知を図ることで、研究者の資金獲得意欲の醸成を図る。 また、採択状況については、その実績を取りまとめホームページ等で公開す る。
- 6(1)学内ホームページを利用して、「学内特別講演・特別講義」の情報提供に努める。 (2)学内において研究者が相互に交流できる場を設けることを研究部長を中心 に検討する。
- 7(1)ホームページ等を利用して、和文・英文による研究指導教員の研究概要を紹介するとともに、最近の研究トピックスを広く公開する。
  - (2) 大学院博士課程・修士課程の社会人入学制度について、ホームページ、学報等を用いて継続周知する。
  - (3) 大学院入学者数の増加に向けた対策を検討する。
  - (4) 看護学科では、大学院設置に向けて検討するとともに、学術交流協定を締結している早稲田大学のe-learningの導入について併せて検討する。
- 8 大学院運営委員会で以下の点について検討する。
  - ・他の新たな大学との単位の互換性
  - ・他の新たな大学院をはじめ研究機関との相互交流を盛んにするための相互協 定の締結
- 9 平成20年度から実施した優秀論文の表彰結果を踏まえ、より充実した奨励賞にするための検討を行う。

#### (2) 教育内容等に関する目標を達成するための措置

#### 学士課程

- 1-1(1)ホームページにアドミッションポリシーを引き続き掲載し、本学の求める学生像の周知を行う。
  - (2) 高大連携事業による県内の中学生や高校生に医師になることに対する意識づけを継続する。
  - (3) オープンキャンパスの更なる充実について検討する。
  - (4)ホームページ等に受験生が必要とする情報を開示し、オープンキャンパスの内容も事前に公開する。
  - (5)ホームページ等に医学・看護学生から受験生に対する各種情報を掲載する。
  - (6) 高校生に対し、理解ができる医学や看護学の基本的な授業を公開講座として実施する。
  - (7) 医学・看護学の教員や学生の出前講義等の機会を設ける。
  - (8) 県内高校に対し募集要項を送付するとともに、ホームページに受験生向けコーナーを開設し、本学の入学試験制度以外に、受験生に必要な情報を掲載する。
  - (9)ホームページの入学試験情報の充実のため、受験生が真に求めている情報は何か、本学1・2年生から情報提供を受け、入試委員会で掲載内容をまとめる。
- -2(1)センター試験を含む入試時の成績と、学部成績及び国家試験・卒後評価との相関を解析し、医療人として優秀な人材を得るために真に有効な入学試験制度への改革に資する。
  - (2)引き続き、医学科推薦選抜試験(緊急医師確保特別枠)による入学者及び入 学選抜方法等について検証を行い、今後の推薦選抜試験の方法等について検 討する。
- -3(1)平成20年度に実施した推薦試験、定員を10名から15名とした後期 日程地域枠の実施結果を評価し、真に地域医療を希望する学生を確保でき ているか検証し、本学の入試制度の改善を図る。この検証に向けて、教員 と学生との定期的面談制度について検討する。
  - (2)入試における地域枠と一般枠の合格者の成績等を考慮しながら、入試委員会において地域枠の拡大について検討する。
- 2-1 医学科においては、平成18年度より導入された新カリキュラム「MDプログラム奈良2006」を実効あるものにするとともに検証し、改善する。
  - -2 医学科では、平成19年度に第1学年から「医学特別講義」「医学特別実習」を設定したところであり、継続して実施する。
  - -3 奈良の文化や歴史について学べる授業科目として、看護学科では第1学年に「万葉の文化となら文化」を、医学科では特別講義に「奈良の歴史文化」を設定する。
  - -4(1) 第3学年前期に設定した「地域基盤型医療実習」を自由選択科目とする。
    - (2)他の医学専門教育科目についても、単位制を踏まえた進級判定の方法を引き

続き検討する。

- -5 基礎医学の科目横断的なカリキュラムの実施に向けたプランを引き続き検 討する。
- -6 第4学年に設定した、基礎医学(病理学、細菌学、寄生虫学、薬理学、衛生学)の一部と臨床医学を統合した臨床統合型カリキュラムについて評価し、 実践していく。
- -7 第6学年前期に設定した、学外の施設を利用したクリニカルクラークシップによる実践的な臨床医学教育の平成23年度実施に向け、内容の充実を図る。
- -8 平成19年度に開発した客観試験による進級判定及び卒業試験について「確信度を加味した客観試験」での実施を引き続き行う。
- -9 生涯学習し続ける姿勢を体得するための教育プログラムをデザインする。
- 3-1(1)看護学科では、平成20年度のカリキュラムに対する評価を踏まえて、 主として看護の基礎から応用までの一貫性を評価する。
  - (2)教育の成果・効果の検証を、看護教育検討部会及び看護学科カリキュラム部会で継続的に実施する。
  - (3) 看護学科では、平成23年度からの学部専攻科開設に向けて検討するとともに、学術交流協定を締結している早稲田大学のe-learningの導入について併せて検討する。
- -2(1)看護学科では、看護実践能力習得のため、入学年度から技術演習を強化し、体験学習を取り入れる。
  - (2) 看護学科では、看護教育検討部会及び看護学科実習部会にて継続的な教育内容の検討を行う。
- 4-1 英会話ラウンジへの参加者から意見を聴いて、内容の改善に努める。
- -2(1) 英語の専門用語等を授業に取り入れている割合を調査し、その結果を受けての 改善方法を継続検討する。
  - (2) 英会話能力の向上のために設けたクラス別レッスンのしくみの成果を検討する。
- **-3** 既存の提携大学の活用を含め、外国における研修機会のあり方について検討する。
- 5-1(1)一般教育校舎に設置した「厳橿文庫」の更なる充実を図る。
  - (2) 一般教育校舎に、国内外の新聞社・国際雑誌のトピックス掲示板を設置することを検討する。
- -2 図書館に新聞社発行のトピックスや国際雑誌のカバーストーリー等を掲示することにより、学生が社会の事象・問題等に関心を持つ能力を育成する。

- 6-1 奈良県大学連合を他大学と協力してさらに充実させ、教育・研究の発展と 向上、文化、学術の創造を目指す取組みを実施し、地域社会への貢献を図る。
  - -2(1)同志社女子大学との協定の中で、共催によりシンポジウムを実施する。
    - (2) 平成20年12月22日に連携協力協定を締結した早稲田大学との教員・学生の交流について検討する。
    - (3) 7月に東京で開催される医学教育学会及び学術集会に教員等を派遣する。
- 7(1) 医学科では、医師を地域定着させるためのカリキュラムとして「地域基盤型医療人教育カリキュラム」を策定し、連携協定を締結している早稲田大学等の協力も得て実施する。
  - (2)看護学科では、医学科と共同の「地域基盤型医療人教育カリキュラム」に 参画し、連携協定を締結している早稲田大学等の協力も得て地域看護学領域 の充実に向けて検討する。

## 大学院課程

- 1-1(1)平成21年度文部科学省等の補助金に採択された研究テーマ等をホームページ、学報に掲載する。
  - (2) 平成19年度に調査した他学の大学院の状況等を参考にして、研究生や 専修生を含めて授業料の見直しの検討等を行い、大学院の入学者の増加を 図る。
  - (3) 研究指導の充実を図るため、研究指導教員及び研究指導補助教員を年1 回募集し、審査する。
- -2(1)社会人入学制度について同窓会誌に掲載を依頼するとともに、学報等を 活用し積極的に行う。
  - (2)社会人受入れのポスターを作成し、県内各医療機関等に掲示する。
  - (3) 社会人入学制度を各教室に改めて通知し、入学希望者を調査する。
- -3 大学院生の増員を図るため、研究生及び専修生との学費のバランスを考慮 したあり方を検討する。
- 2-1 修士課程への受験生を広く募るべく、各教室に周知徹底する。
  - -2 平成20年度に作成した論文審査システムを実施する。
  - -3(1)引き続き、大学院生の研究指導の充実を図り、平成20年度末における 修了者についての経験を通じて問題点を整理する。
    - (2) 研究指導教員による大学院生に対する評価方法と大学院生による研究指導教員に対する評価を試行する。
    - (3)大学が所有する研究用共用備品のホームページ掲載について、その内容 (機種数及びその画像)を充実させる。
  - -4 研究指導教員による大学院生に対する評価と大学院生による研究指導教員 に対する評価に基づき、大学院修士課程運営委員会が研究指導方法の改善策 を検討する。

## (3) 教育の実施体制等に関する目標を達成するための措置

- 1-1 教授の退官時期など、適時、組織のあり方を見直す。
- -2 学部学生も対象とした「奈良県立医科大学ティーチング・アシスタント及びリサーチ・アシスタントに関する規程」に基づき、引き続きTA、RA制度のPRを行い積極的な活用を図る。

#### -3及び-4

看護学科にワーキンググループを設置し、他学の看護実践研究センター活動及び情報収集等を行い、設立に向けた取組みを検討する。

- 2(1)機関リポジトリの登録コンテンツ拡充に向けた学内への働きかけを強化する。
  - (2) 本学の総合学術情報センターとして必要な機能、設備、組織等を検討する。
- 3-1(1)学生による授業評価(科目別、コース別)の結果を授業担当者にフィード バックし、その後の授業がどう改善されたかを調査する。
  - (2) 学生による教員個々の授業評価を実施する。
- -2(1) 教員相互による授業評価方法について検討する。
  - (2)優れた教育を実践する若手教員の表彰制度について検討する。
- **-3(1)** 平成19~20年度に引き続き「MDプログラム奈良2006」についての学内討論会を開催する。
  - (2) 平成20年度に引き続き、新しい授業方法及び教育評価のためのワークショップを開催する。

## (4) 学生への支援に関する目標を達成するための措置

- 1-1(1)学習・クラブ活動・アルバイト(財政面)・交友関係など、学生生活実態調査を実施する。
  - (2) 学生生活部会で学生向けの学内防犯マニュアルを作成するとともに、教員による学生の学内外の生活(安全対策)指導を強化する。
- -2 本学の教育設備や学習支援体制について、評価項目を作成の上、学生による評価を実施する。
- -3 学生生活実態調査の結果を踏まえ、学務委員会学生生活部会において、本 学学生に対する奨学制度についての検討を行う。 また、法人の財政状況も勘案しながら、授業料等の減免制度について検討し ていく。
- -4(1)医学科では、プリセプターシステムが十分に機能していないため、従来から実施しているアドバイザーシステムに置き換えることも含めて学生生活部会で検討する。

看護学科では、平成20年度に引き続きプリセプターシステムを実施する。

- (2)ホームページに学生生活相談コーナーを設け、問題を抱える学生が学生 生活担当教員へ直接リンクし相談できる体制をとる。さらに専門医のカウンセリング室を設置を検討する。
- **-5** 全学生のユーザー登録を完備し、それをもとに学内ネットワークを活用する。

## 2 研究に関する目標を達成するための措置

- (1) 研究水準及び研究の成果等に関する目標を達成するための 措置
  - 1(1) 産学官連携を推進するため、民間企業、行政や他大学と連携して講演会、 交流会等を開催する。
    - (2)住居医学研究会を定期的に開催し、本学教員も研究成果を講演する。
  - **2(1)**研究者の研究意欲の醸成を図るため、学術研究で優れた業績をあげた教員に対し「中島佐一学術研究奨励賞」を授与し、その研究成果を発表する機会を設ける。
    - (2) 研究者の研究意欲の醸成を図るため、外部の研究奨励賞の受賞等について、ホームページ、学報に掲載し、周知を図る。
    - (3) 平成20年度に引き続き、競争的資金を確保した研究者に科学研究費補助金説明会等において、その成果を発表する機会を設け、研究意欲の醸成を図る。
  - 3(1)県立三病院における電子カルテ導入の時期や、本学と県内各医療機関等との医療連携のあり方等に関する県の検討状況、あるいはそれに伴う取組み方針の内容に留意しながら、奈良メディカルネットワーク構築検討に向けた意見交換を行うワーキンググループの設立を検討するとともに、県等との協議・調整を進める。

構成メンバー案

- 県立医科大学
- 県立病院
- 県医師会
- · 県医療管理課 等
- (2) 臨床試験部門の設立・充実に向け、支援体制の構築等推進方策を検討するとともに、県内各関係機関との連携を図る。
- (3) SMOの活用状況を踏まえ、CRC等の登用・育成による効果分析を進める。そのうえで臨床試験等の効率的・効果的推進を図るための手法について 検討する。
  - ※ SMO(Site Management Organization):

治験施設支援機関。特定の医療機関(治験実施施設)と契約し、その施設に限定して治験 業務を支援する機関のこと

% CRC(Clinical Research Coordinator):

臨床試験コーディネーター。臨床試験が適正かつ円滑に実施できるようサポートする専

#### 門スタッフのこと

- 4(1) 平成19~20年度に引き続き、教育研究担当理事及び研究部長を中心に、 共同研究プロジェクトの推進を検討するなど、各種の大型資金獲得を目指す 体制整備を図る。
  - (2) 研究成果発表会での評価委員会による審査結果等を踏まえ、厳正な審査の上、平成21年度の住居医学共同研究課題を採択する。
- 5 戦略的大学連携支援事業 (スポーツ医科学コーディネーター) など、文部科学省等の各種の大学教育改革支援策への申請を検討する中で、基礎医学と臨床医学の連携強化の方策を盛り込めるかどうかの検討を行う。
- 6(1)国内外との共同研究を推進し、留学者の派遣と受入れを推進する。
  - (2)教育研究担当理事及び研究部長を中心に、具体的な方策を検討していく。
  - (3) 共同研究を奨励するための支援体制の確立に向けた検討を行う。
- 7 産学官連携を推進するための基盤整備として、利益相反、外部資金等の関係 規程の整備を行うとともに、学内での利益相反等についての知識・関心を高 めていく。

## (2) 研究実施体制等の整備に関する目標を達成するための措置

- 1-1(1)産学官連携を推進するための基盤整備として、利益相反、外部資金等の 関係規程の整備を行う。
  - (2)ホームページ上に掲載している競争的外部資金の情報(文部科学省、厚生労働省等の各省庁、日本学術振興会等の各種団体)の充実を図る。

#### -2及び-3

文部科学省等の各種の大学教育改革支援策への申請に積極的に取り組む。 講座研究費及び教員研究費の配分方法については、今後も必要に応じて検討 する。

- -4 人件費付き競争的研究経費の獲得に向け、科学研究費補助金等の応募前に 効果的な応募に関する説明会を開催し、啓発する。
- -5(1)医学科同窓会の協力を得て、若手研究者の留学支援を実施する。
  - (2) 平成22年度文部科学省科学研究費補助金応募前に効果的な応募に関する説明会を開催し、啓発する。
  - (3)公的助成による留学制度の周知を行う。
- 2-1(1) 同志社女子大学との協議会やシンポジウムを開催し、連携を強化していく。
  - (2) 奈良先端科学技術大学院大学と学術交流を図っていく。
- -2(1)研究員の短期・長期派遣支援制度及び外国からの共同研究者の受入体制の整備に向け検討を始める。
  - (2)公的助成による留学制度の周知を行う。

- -3(1)早稲田大学との連携協力協定に基づき、医工連携の推進を検討する。
  - (2)住居医学関連研究プロジェクトを充実させ、特別研究員制度の活用等により工学系の人材の登用に努める。

#### 3-1及び-2

- (1) 研究部長を中心に、研究支援体制の見直し・整備を推進する。また、研究用備品については、共用研究備品整備計画に基づき、先端医学研究機構施設部運営委員会及びRI・動物実験・組換えDNA実験安全の各委員会等と調整しながら充実に努める。
- (2) 現存する機器の使用状況、必要性を検討し、不要なものを処分する。
- -3(1)先端医学研究機構の部門の更なる複数化について検討する。
  - (2) 先端医学研究機構及び寄附講座の必要な研究スペースの確保、施設について、今後も必要に応じて検討する。

#### 4-1、-2及び-3

教育研究担当理事及び研究部長を中心に、具体的な方策を検討していく。

#### 5-1、-2及でバー3

産学官連携を推進するための基盤整備として、利益相反、外部資金等の関係 規程の整備を行うとともに、本学の知的財産を適切に管理・運用するため、 学内における知的財産についての知識・関心を高めていく。

- 6-1 臨床試験・医師主導型臨床研究の推進における臨床試験センターの設置効果を詳細分析するとともに、状況に応じ、ワーキンググループの設立、センター運営等の具体化を進める。
- -2 シンポジウムや講演会、産業界との相談会の開催等、多角的な取組みを進めるとともに、企業向けの大学情報をホームページ上で公開し、寄附講座の招致を推奨する。
- -3 国等が行っている大学に対する知的財産制度の整備事業を活用し、外部から知的財産の専門家を招くなど、学内での知的財産についての知識・関心を高めていく。
- **-4** 奈良の薬や医学の歴史に関して発信する内容や方法等について検討を行う。

## 3 診療に関する目標を達成するための措置

- 1-1(1)総合相談窓口を早期に開設するとともに、「声のポスト」や当窓口等で把握した意見やニーズについて病院運営への速やかな活用を図る。
  - (2) 患者等の意見やニーズ把握に努め、それらの解消に向け、積極的に病院 経営・運営会議、病院運営協議会等に提案するなど、具体的な取組みを推 進する。
  - (3)総合相談窓口を開設し、相談体制の充実を図る。

- -2(1)公開講座を定期的に開催するとともに、患者等を対象にした教育講座等 を実施する。
  - (2)ホームページ等により、予防医学や健康医学等に関する情報を発信する。
- -3(1)治療や検査に関する説明書(合併症を含む。)を充実させる。
  - (2) 患者の入退院支援や総合相談機能の充実に向けた施設改修の早期完成に努める。
- -4(1)医療安全推進室が附属病院内のリスク情報の把握に努め、病院運営協議会をはじめとして関係委員会等に対して必要な情報提供等を行うことにより、PDCAサイクルの確立を図る。
  - ※ PCDAサイクル:

Plan/Do/Check/Actionの頭文字を揃えたもので、計画(Plan)→実行(Do)→検証(Check)→ 改善(Action)の流れを次の計画に生かしていくプロセス。

- (2)病院機能評価の受審検討を踏まえ、院内巡視の強化等を通じてリスクマネージャー等のリスク感性の向上を図る等、医療の質向上と安全体制の整備に向けた取組みを行う。
- (3) 医療技術トレーニングルームの効果的な活用を図る。
- -5 病院運営の問題点の洗い出しを実施継続するとともに、平成22年度の病院機能評価の受審に向けて検討・協議を行う。
- **2-1(1)**診療各科で行っている先進医療に係わる研究を調査し、先進医療への申請作業を促進させる。
  - ·平成19年度:眼底三次元画像解析、強度変調放射線治療
  - ・平成20年度:腫瘍性骨病変及び骨粗鬆症に伴う骨脆弱性病変に対する経皮的骨形成術等
  - (2) 臨床試験、医師主導型臨床研究の推進に向け、支援体制の構築等推進方策を検討するとともに、奈良メディカルネットワーク構築のためのワーキンググループ設立を検討する。
  - (3) ホームページ等により、先進医療に関する情報を発信する。
  - -2(1) 県との連携・協力の下、総合周産期母子医療センターNICU後方20 床増床の整備を進め、早期稼働を目指す。
    - (2) 高度救命救急センター、感染症センター、精神医療センター等が十分に機能を果たすことができるよう、県との連携を密にしながら確実な運営に努める。
  - -3 疾病を臓器を越えて病因別にとらえた統合的な医療システムの構築に向けて検討を続ける。
  - -4 患者動向の変化や医療技術の進歩等にも柔軟に対応できるよう、診療科や 検査部門等の組織・体制の見直しに努める。
  - -5 特定機能病院等本院の位置付け、役割に相応しい医療機器の整備を行う。
- 3-1(1) 臨床研修医や他の医師からの意見も参考にしながら、臨床研修プログラムや専門医養成プログラム等研修カリキュラムの充実を図るとともに、国

における臨床研修システムの見直しに留意、内容把握に努め、当該見直し 内容に沿った本学臨床研修システムのあり方について検討を行う。

- (2) 臨床研修医や医員が研修に専念できるよう、体制整備や研修環境の改善等を推進する。
- -2(1)優秀な医療人を確保するため、医員・臨床研修医に係る研修環境や処遇 等の改善・充実に努める。
  - (2) 医師不足が深刻な診療科の医師を確保するため、処遇の改善を行う。
- -3(1) 医師・看護職者・コメディカル等医療関係職員に高度な専門的知識と能力を修得させるため、必要な研修会等への派遣を推進する。
  - (2) 専門的知識や能力を身に付けさせるため、職種毎に附属病院内において 実施する研修を継続するとともに、その効果を分析し、研修内容の見直し 等を行う。
- -4 関連臨床研修協力病院との連携を緊密にし、当該病院との情報交換を一層 推進するとともに、臨床研修医に対し、地域医療に関する諸情報の提供等に 努める。
- -5 臨床試験、医師主導型臨床研究の実践を担う研究者・コーディネーターの 育成に関し、その方策検討や効果分析等を進める。
- 4-1 県との連携・協力の下、大和路情報ハイウェイネットワークと総合医療情報システムを有効に活用し、地域医療機関との医療情報連携の推進に努めるとともに、「大和路医療情報ネットワーク」の構築に貢献する。
- -2(1) 県の医療施策の立案等に積極的に参画・協力する。
  - (2) 県とも協議をしながら、奈良県地域医療センター及び渉外委員会を活用し、人事交流を推進する。
  - (3) 地域及びへき地医療機関等への医師供給機能を充実するため、県及び市町村とも協議を行い(仮称)地域医療センターの設置を検討する。
- -3(1)地域医療機関の医療水準向上のため、最先端医療情報・技術・人的資源 を提供するとともに研修会等の開催支援を行う。
  - (2) 地域連携クリティカルパスの作成・進捗状況を踏まえ、医療連携の資質 向上を図るため、地域医療連携を中心とした研究・研修会の開催や、医療 安全・院内感染等に関する情報提供等研修会の開催について検討を行う。

# 4 社会との連携、国際交流等に関する目標を達成するための措置

- 1-1 公開講座を定期的に開催するとともに、ニーズの把握と内容の充実に努める。
- -2 附属病院主導の各診療科の健康教育講座を、附属病院患者・家族、一般市 民を対象に学内で開催・充実する。

- -3 各診療科等で行っている公開講座や生涯教育等のうち、一般市民等に公開 可能な内容・情報については、大学ホームページ等を用いて積極的に発信す る。
- -4 地域の小・中学校、高等学校に対して、健康予防医学の認識・実践を促す 健康科学教室開催などに関する調査を行い、ニーズを把握した上で実施内容 を検討する。
- 2-1(1)国際交流に関する指針の策定を検討する。
  - (2) 外国人研究者、留学生の受入れ体制、修学体制の整備について検討する。
  - -2 連携協定を締結しているチェンマイ大学、福建医科大学及びオックスフォード大学との連携強化を図るとともに、新たな交流協定の締結を検討する。
  - -3(1)学生及び教職員の海外研修を行うための方策を検討する。
    - (2) 教員についてのサバティカル制度などの研究のための長期研修制度の導入について検討する。
      - ※ サバティカル制度:

専門分野に関する能力向上のため自主的調査研究に専念する期間を設ける制度

#### Ⅱ 業務運営の改善及び効率化に関する目標を達成するための措置

- 1 運営体制の改善に関する目標を達成するための措置
  - 1-1(1)役員会を定期的に開催し、理事長のリーダーシップに基づく機動的な法人運営を行う。
    - (2) 附属病院長を専任とし、理事長補佐機能を強化する。
  - -2 経営審議会委員及び理事に学外者を登用しており、登用できていない教育 研究審議会委員にも学外者を登用する。
  - -3 大学及び附属病院に設置している各種委員会について、随時、必要性の検討を行い、統廃合を促進するとともに、必要に応じて新たな委員会の設置を行う。
  - -4 各理事の業務について、担当事務部局が連携し、効率的、効果的に業務を 遂行する。
  - -5 学長及び副学長の選考に際して、事務職員やコメディカル等の参画を図り、 教員及び職員が一体となって大学運営に積極的に取り組む体制の整備を図る ことについては、平成19年度から実施済であり、今後も引き続き行う。
  - 2-1(1)専任の附属病院長のリーダーシップのもと、執行組織・体制の整備・充実、役割分担の明確化を図ることによって、効率的かつ効果的な病院運営を推進する。
    - (2)病院経営・運営会議等の適切な運営と迅速な病院運営方針の策定を推進

すること等により、附属病院長の補佐体制を強化し、病院運営管理機能の向上を図る。

- -2 患者動向の変化、医療技術の進歩、国及び県における医療行政・施策の改正等の状況に応じて病院経営委員会等、附属病院長の諮問機関の設置を検討する。
- -3 附属病院に設置している各種委員会について、その必要性を再検証の上、 状況に応じ統廃合を進めるとともに、必要に応じて新たな委員会の設置を検 討する。
- -4 SPDの導入を機に、各診療科毎の経営指標等の作成を進めるとともに、 当該指標の利活用について検討を行う。

# 2 教育・研究・診療組織の見直しに関する目標を達成するための 措置

- 1-1(1)教育・研究・診療の各組織について、弾力的に見直しを行う。
  - (2) (仮称) 病院教授制度の導入についての検討を行う。
  - -2(1)臨床系講座・病院各部門における教育・研究・診療に関する教員の権限 と責任の明確化に向けた検討を行う。
    - (2)診療部長の責任及び権限を明確化する。

#### -3及び-4

教育・研究・診療の各組織の活性化・編成・見直しを進めるための評価システムのあり方について検討を進める。

- -5 卒業生の追跡調査方法を学生生活部会で多面的に検討し、実施に向けて同窓会と協議する。
- -6 文部科学省等の各種の大学教育改革支援策への申請に積極的に取り組む。

# 3 教員及び職員の人事の適正化に関する目標を達成するための措 置

- 1-1 奈良県大学連合加盟大学をはじめとした県内の教育・研究機関と連携して、教員の交流機会を設ける。
- **-2** 任期制については平成19年度から実施済であり、今後採用する教員についても適用する。
- 2-1 高い専門性を有した職員を育成するため、コメディカル等を対象とした教育・研修プログラムの検討・計画・実施を行う。

- -2 県内外のコメディカル等の教育・研修の受入れを行い、医療専門職員の育成を図る。
- -3 医事請求業務、医療相談業務等の病院事務部門の職員に、専門的な研修等 を実施し、スキルアップを図る。
- -4(1) さらに優秀な職員を確保できるような採用試験の方法を検討する。
  - (2) 民間の有為な人材確保に努める。
  - (3) 教室職員及び研究補助員の直接雇用を推進する。
- -5 医師及びコメディカル等が本来業務に専念できるようにするとともに、女性医師等の職場復帰支援策の検討等、働きやすく、誇りを持って勤務できる環境づくりに努める。
- -6 今後とも、人材確保のために奈良県等との人事交流を実施する。
- **3-1** 任期制の再任評価に伴い、インセンティブがはたらくような制度づくりを 検討する。
- -2 一般職の事務・コメディカル職員への評価制度を構築する。
- 4-1 業務内容を適時精査し、機動的に適正な人員配置を行う。
- -2 これまで看護師が担ってきた看護の周辺業務や関連事務業務等を処理するための補助職員配置を継続、徹底する。
- -3(1) 平成22年度から看護師の実質配置基準「7対1」が導入できるよう、 看護師確保対策本部を中心に、看護師の確保に努める。
  - (2) 看護師にとって魅力ある労働環境の整備に努め、離職防止に取り組む。
  - (3) 本学看護学科卒業生の本学附属病院への就職50%以上を達成する。
  - (4) 看護職員養成学校への働きかけを強化し、本学附属病院への就職者数を増やす。
  - (5)復職支援に取り組み、仕事に就いていない看護師の掘り起こしを推進する。
  - (6) 看護師宿舎としてワンルーム・マンションの確保を図る。
- -4 業務の整理を行い、多様な雇用形態の採用や外部委託の導入を進める。

# 4 事務等の効率化・合理化に関する目標を達成するための措置

- 1-1 事務組織、事務分掌及び事務権限の見直しを行い、効率的な事務組織への再編を行う。
- -2 業務の実態を把握し、機動的な組織編成を行う。

- 2-1 情報システムを整備・活用し、事務処理の効率化を進める。
- -2 各部門において、外部委託可能な業務を精査し、費用対効果を検証し、外 部委託を推進する。

#### Ⅲ 財務内容の改善に関する目標を達成するための措置

- 1 外部研究資金その他の自己収入の増加に関する目標を達成する ための措置
  - 1-1 文部科学省科学研究費補助金等の外部資金の申請促進については、制度や 応募の説明会等を開催し、同時に資金を獲得した研究者による体験談や研究 成果の発表等を行う機会を設けて、引き続き啓発していく。
  - -2(1)産学官連携推進委員会の主導のもと、産学官連携の推進体制の整備を図る。
    - (2) 国等が実施している大学に対する知的財産制度の整備事業を活用し、外部から知的財産の専門家を招くなど、学内での知的財産についての知識・関心を高めていく。
  - 2 独立行政法人 科学技術振興機構の特許化支援事業を活用し、学内の技術を 知的財産としていく。
  - 3-1 病院経営・運営会議等の適切な運営と迅速な病院運営方針の策定を推進するとともに、引き続き、問題点の抽出や柔軟な解決策の設定、迅速な対応に必要となる体制の整備を行う。
    - -2 総合医療情報システム等関連システムデータを有効に活用して、適切かつ 効率的な診療報酬を確保するための体制を確立するとともに、当体制を用い 診療報酬の確保に向けた取組みを進める。
    - -3 次の取組みを実施することにより病院収入の増加を図る。
      - (1)引き続き、クリニカルパスの構築を推進するとともに、脳卒中地域連携 クリティカルパスを軌道に乗せ、他の疾患、地域連携パスについても実施 の検討を行う。
        - ※ クリニカルパス:

特定の疾患について、入院から退院までの治療や看護の手順を標準化し、診療の効率化や均 質化、コストの削減を図る手法

※ 地域連携クリティカルパス:

疾患別に、疾病の発生から、診断、治療、リハビリまでを、診療ガイドラインに沿って作成する一連の地域診療計画のこと

- (2) 地域連携を一層推進するための体制を確立する。
  - ・紹介患者の予約診療システムを確立させ、開始する。
  - ・退院支援システムを更に充実させ、退院支援期間の短縮を図る。
- (3) 病床稼働率の維持向上を目指し、ベッドコントロール機能の充実・強化

- のためのシステム確立について引き続き検討を継続するほか、医療情勢や 院内状況等に留意した稼働病床数の設定について検討・協議する。
- (4) 麻酔科医・看護師等の状況を踏まえつつ、実績をベースとした診療科毎の手術予約枠の見直しを検討する。
- (5) 看護師の実質配置基準「7対1」の導入に向けて検討を行う。
- (6) 看護師等の充足・習熟状況、A病棟の改修状況を踏まえつつ、病床稼働率は81%を目指し、平均在院日数(一般病棟)は15日を目指す。
- -4 次の取組みを実施することにより病院収入の増加を図る。
  - (1)病棟クラークによる電子カルテのチェックを通じ、診療報酬請求の適正 化を図る。
  - (2)診療報酬請求精度調査の継続的実施等、診療報酬請求の適正化に向けた取組みを進める。
  - (3)保険担当医会議等において、減点返戻等の結果を各診療科にフィードバックする体制を構築する。
- -5 特殊検診業務や自由診療等の導入に向けた検討を行う。
- 4-1(1)授業料や施設使用料などの各種手数料については、他学の状況などの情報収集に努め、適正な料金設定を行う。
  - (2)保険外診療に係る料金の見直しを行う。
- -2(1)施設使用料の導入・見直しなどを通じ、施設の有効な利活用を推進する とともに、自己収入増加への取組みを行う。
  - (2) 広告掲載等による自己収入増加への取組みについて検討を行う。

## 2 経費の抑制に関する目標を達成するための措置

- 1-1、-2及び-3
  - (1)多様な雇用形態や外部委託の導入により、人件費の抑制に努める。
  - (2)新たに採用した職員に導入した給与制度の効果を検証しながら、引き続き人件費の節減にむけた取組みを進める
- 2-1(1)診療材料や医療用消耗品について、調達から供給、保管までの一括管理 を業者に委託することにより、適正な在庫管理を行う。
  - また、市場価格データを参考とした値引き交渉や安価な同種同効薬への切替等により、医薬材料費の削減に努める。
  - (2) 電気、ガスの使用量については、年間1%のエネルギー(電気、熱の使用量) 削減に努める。また、引き続き省エネルギー・省資源に関する意識啓発を行う。
  - (3) 財務システム上の管理物品や固定資産を学内ネットワークを利用して、 共有化により有効利用を図る。
  - (4) 委託業務等の仕様の見直し、一括契約、複数年契約の拡大に努める。
  - (5)上記の取組み等により、医薬・診療材料費比率については43%を目指す。

- -2(1)医療機器の購入に当たっては、必要性や採算性を十分検証する。
  - (2) 透明性を確保しながら、機器購入に維持管理をセットした複合契約の実施、リースによる機器の整備など、購入経費等を削減することができる調達方法や契約方法による取組みを進める。
- -3 臨床工学技士の増員(1名)により、MEセンターの機能を充実させるとともに、医療機器の保守・点検業務の一元管理を推進する。
  - ※ MEセンター(Medical Engineering Center): 医療機器について施設内で保守・点検・運用を担当する部署
- -4 病院長付参与を中心として、総合医療情報システム関連等システムデータ を有効に活用し、現状分析を進めるとともに、必要となる見直しについて実 施検討を行う。
- -5 医療サービスの質を確保しながら、効果的な外部委託の導入を図るため、 関連情報の収集に努めるとともに、導入可否の検証を行い、効果的なものに あっては導入を推進する。
- -6 医療用消耗品購入等審査委員会の機能のさらなる充実、SPDの導入などにより、各種物品の購入の適正化を一層充実する。

#### 3 資産の運用管理の改善に関する目標を達成するための措置

- 1-1 遊休施設・設備等保有資産については、施設整備計画を見据えながら、効率的かつ効果的な利用を推進する。
- **-2** 引き続きペイオフ対策を講じるとともに、安全かつ有利な資金運用を行えるよう配慮する。

# Ⅳ 自己点検・評価及び当該状況に係る情報の提供に関する目標を 達成するための措置

- 1 評価の充実に関する目標を達成するための措置
  - 1-1 自己点検・評価を行う学内実施体制や、点検・評価結果をフィードバック させて改善を進めていくためのシステムを運用する。
  - -2 年度計画の進捗状況について、定期的に自己点検・評価を実施する。
  - -3 奈良県地方独立行政法人評価委員会による業務実績評価を活用し、大学運営における各種業務の改善に組織的に取り組むためのシステムの構築に向けて検討を行う。
  - -4 自己点検・評価について、ホームページ等による公表に向けて取組みを進める。

## 2 情報公開等の推進に関する目標を達成するための措置

- 1-1 業務実績や財務状況等の公表に向けて取組みを行う。
- -2(1) 広報誌、ホームページ、公開講座等を通じて、研究者情報や研究成果等 について積極的に情報を発信する。
  - (2)各教室主催の学会、研究会、講演会、特別講義等をホームページに掲載するとともに、その年間実績をまとめる。
- -3(1)大学のホームページについては、最新情報の迅速な発信や内容の充実に 努めるとともに、サイト訪問者にわかりやすいトップページ等各ページ構成の構築を進める。
  - (2) 中期目標、中期計画等の内容をホームページに掲載するなど、大学情報を積極的に公開、提供する。
- -4 県の情報公開条例及び個人情報保護条例の実施機関として、情報公開や個人情報保護の適正な取扱いを行う。

## V 施設設備の整備・活用等に関する目標を達成するための措置

#### 1-1、-2及び-3

- (1) A病棟の耐震補強について検討を行ったうえで、総合周産期母子医療センターの整備に向けて取組みを進める。
- (2) 旧D病棟を改修し、臨床研修センターの暫定整備、住居医学研究室、院内学級の整備について取組みを進める。

#### 1-4、-5及び-6

外来棟の整備について、中期計画推進委員会で検討する。

- -7(1)建物の整備にあたっては、バリアフリーに配慮する。
  - (2) 建物の整備にあたっては、省エネルギーに配慮する。
- -8(1)救急・入退院受付、旧救急処置室、トイレ等の改修を行う。
  - (2) A棟外来へのエレベータの設置及び中央検査部検査用トイレの改修を検 計する。
  - (3) D病棟2階、3階北側の窓ガラスを交換する。
- 2-1 緊急性、安全性等の観点から適切に各設備の保守点検を定期的に実施する とともに、故障した各設備の維持修繕を実施する。
  - -2 引き続き設備の現状調査を行い、劣化の著しい主要設備について更新計画 を策定する。
  - -3 設備機器等の更新においては、省エネ、省資源に配慮する。

-4 病院のテレビ視聴システムデジタル化対応工事を行う。

## VI 安全管理等に関する目標を達成するための措置

- 1-1(1)有害物質・有害エネルギー・有害廃棄物等に安全衛生に関わる施設、設備などの整備状況の調査を引き続き実施するとともに、適正な処理を行う。
  - (2) 国において特定化学物質障害予防規則が改正され、ホルムアルデヒドの 許容濃度0.1ppmが義務づけられたことに伴い、ホルムアルデヒドを使用す るすべての場所の濃度測定を実施し、基準を上回る場所についての対応方 針を検討する。

また平成21年9月から始まる解剖実習までに、解剖実習室のホルムアルデヒド対策を完了する。

- -2 平成20年4月から実施したが、引き続き定着のための取組みを行う。
- 2 防火管理講習会への参加、消防訓練等の実施を通して安全意識の向上を図る。
- 3-1(1)教員、職員及び学生による構内一斉環境美化活動を実施する。
  - (2) 学生の学内美化・備品保全への意識高揚のため、講義室等の清掃活動の機会を増やすことを検討する。
  - (3) 学内だけではなく、大学周辺の美化活動を通して大学周辺の地域貢献を図る。
- -2 緑化計画 (案) を策定するとともに、その推進を図り環境整備の充実に努める。

# Ⅲ 予算(人件費の見積りを含む)、収支計画及び資金計画

別紙参照

# Ⅷ 短期借入金の限度額

20億円

# 区 剰余金の使途

地方独立行政法人法第40条第3項に規定する剰余金の使途は、教育・研究・診療の質の向上及び組織運営の改善とする。

# X 県の規則で定める業務運営事項

# 1 施設・設備に関する計画

施設・設備の内容	予定額(百万円)	財源
患者アメニティ向上 整備及び医療機器整 備等	671	長期借入金 550 病院収入 66 運営費交付金等 55

# 2 積立金の使途

なし

予 算

平成21年度 予算

(単位:百万円)

区分	金額
収入 運営費交付金・補助金等収入 自己収入 授業料、入学金及び検定料収入等 附属病院収入 雑収入 受託研究等収入及び寄附金収入等 長期借入金収入 短期借入金収入	1,542 24,433 703 23,432 298 940 550 1,273
計	28,738
支出 業務費 教育研究経費 診療経費 一般管理費 施設整備費 受託研究等経費及び寄附金事業費等 長期借入金償還金	27,051 3,215 23,014 822 671 850 166
計	28,738

#### 【人件費の見積り】

総額12,695百万円を支出する。(退職手当を除く。)

注) 退職手当については、公立大学法人奈良県立医科大学職員退職手当規程 に基づいて支給し、その財源は、運営費交付金を充てる。

#### 【運営費交付金の算定ルール】

県から交付される運営費交付金は、下記の算定基準等に基づき、一定の仮定の下に試算されたものであり、各事業年度の運営費交付金は、県の予算編成過程において、基準を適用する等により計算し、決定される。

#### (1) 大学

医科大学に係る平成18年度の普通交付税の基準財政需要額算定方法等 に準じて算定

#### (2) 附属病院

公立大学の附属病院としての性格上、県が負担すべき経費として国が定める公営企業の繰出基準等に準じて算定

平成21年度 収支計画

(単位:百万円)

区分	金額
費用の部 経常費用 業務費 教育所究経費 診療経費 受受員人件費 教員人件費 教員人件費 一般管理費 財務費用 雑損 減価償却費 臨時損失	29,038 29,038 27,632 1,028 13,180 193 71 3,626 9,534 217 38 0 1,152 0
収入の部 経常利益 運営費交付金・補助金等収益 授業料収益 入学金収益 検定科等収益 附属研究等収益 寄附金収益 財務収 対益 財務位 対益 対益 対益 資産見返事附金戻入 資産見返物品受贈額戻入 臨時利益	27,686 27,686 1,542 478 117 24 23,432 332 563 1 297 12 38 849 0
純利益 総利益	-1,352 -1,352

## 平成21年度 資金計画

(単位:百万円)

区分	金額
資金支出 業務活動による支出 投資活動による支出 財務活動による支出 次期中期目標期間への繰越金	28,738 27,873 699 166
資金収入 業務活動による収入 運営費交付金・補助金等による収入 授業料、入学金及び検定料等による収入 附属病院収入 受託研究等収入 寄附金収入 その他の収入 投資活動による収入 施設費による収入 その他の収入 財務活動による収入 長期借入金による収入 短期借入金による収入 前期中期目標期間からの繰越金	28,738 26,915 1,542 703 23,432 332 608 298 0 0 1,823 550 1,273